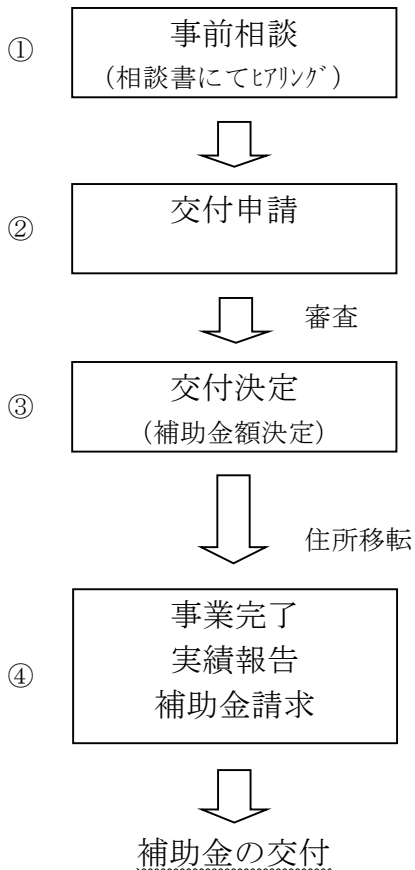


空き家バンク活用促進事業手続き
フローチャート



● 申し込み条件

- ・ 空き家バンクに登録がしてある物件(空き家・空き地)を、
 - A) 売った場合
 - B) 買った場合

● 提出書類 ②について

- ・ 補助金交付申請書 (様式第3号)
- ・ 売買契約書の写し
- ・ 建物及び土地の登記簿の写し
(家屋未登記の場合は家屋補充課税台帳名義人変更届)
- ・ 世帯全員の納税証明書又は非課税証明書
- ・ 町外者が申請する場合は、町外に3年以上住所を有していたことがわかる書面の写し (戸籍の附票謄本、住民票の写し等) (B)該当者のみ)
- ・ 移住定住アドバイザーへの相談等について(町外者のB)該当者のみ)
- ・ 子育て世帯は、中学3年生以下の子どもがいることがわかる書面の写し (住民票の写し等) (B)該当者のみ)

● 提出書類 ④について

- ・ 事業完了届 (様式第5号)
- ・ 実績報告書 (様式第6号)
- ・ 補助金請求書 (様式第7号)
- ・ 支払い状況がわかる書面の写し (領収書、振込依頼書等)
- ・ 住所移転後の住民票謄本 (B) 該当者のみ)

※以下の場合において、補助金の交付決定の取消し、又は補助金の返還となります。

- (1) 偽りその他不正な手段により申請し交付を受けたとき。
- (2) 工事において建築基準法違反等の不正があったとき。
- (3) 補助金の交付決定日から2年以内に転居したとき。